

評価対象年度	平成27年度
--------	--------

政策評価シート

政策	9
----	---

「宮城の将来ビジョン」における体系	政策名	9	コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実	
			政策担当部局	総務部、震災復興・企画部、保健福祉部、経済商工観光部、土木部
		評価担当部局		土木部

政策の状況

政策で取り組む内容

今後の人口減少と高齢社会の到来を踏まえ、健康で快適な生活環境を実現するとともに、財政及び経済面において持続可能な地域づくりを可能とするために、商業施設や住居等のまとまったコンパクトで機能的なまちづくりと、それと連携した公共交通ネットワークの確保を促進する。

さらに、公共的施設や集客施設をはじめ、まちづくり・施設整備にあたっては、民間とも連携し、一層のバリアフリー化の促進やユニバーサルデザインの普及に力を入れる。

一方、就業の機会や所得水準をはじめ多くの点で、仙台都市圏と他の地域の格差がみられる。しかし、各地域には、豊かな自然環境や独自の伝統文化など、誇りうる多くの地域資源が存在していることから、グローバル化や情報化が進む中、こうした様々な資源を発掘し、国内外に通用するものとして質的向上を図り、地域を均一化させることなく、その特性を生かした集客交流や産業振興を行うことなどにより地域間格差の是正を図り、活力に満ちた地域社会を実現していく。

また、県内すべての地域で、医療、教育、交通、情報通信基盤など、県民生活に欠かせない基礎的な機能を維持確保していく必要があることから、市町村や企業等とも連携し、地域内での拠点化、集約化、機能分担や連携等を行うことにより、必要なサービスが提供できる体制整備を図る。

政策を構成する施策の状況

施策番号	施策の名称	平成27年度決算(見込)額(千円)	目標指標等の状況	実績値(指標測定年度)	達成度	施策評価
24	コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実	39,452,196	新商店街再生加速化計画策定数(件)[累計]	8件 (平成27年度)	A	概ね順調
			1人当たり年間公共交通機関利用回数(回)	108回 (平成25年度)	A	

■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」

C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」

■達成率(%) フロー型の指標:実績値／目標値 ストック型の指標:(実績値－初期値)／(目標値－初期値)

目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値－実績値)／(初期値－目標値)

■ 政策評価（原案）

概ね順調

評価の理由・各施策の成果の状況

- ・コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実に向けて、1つの施策に取り組んだ。
 - ・目標指標のうち、「新商店街活動計画策定数」については、平成27年度の実績値が8件で、達成率は100%となっており、策定した計画に基づき各商店街で事業を実施しているところである。
 - ・また、目標指標のうち、「1人当たり年間公共交通機関利用回数」については、平成27年度の実績値が108回（指標測定年度：平成25年度）、達成率は100%となっており、計画通り進捗していることから、成果が出ていると考えられる。
 - ・施策では実施した全ての事業で一定の成果が出ていている。
 - ・県民意識調査においては、震災により被災した沿岸部を中心に不満群が高い傾向にある。
 - ・また、平成23年県民意識調査の取組24「コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実」を参照すると、満足群が28.0%と政策推進の基本方向の一つである「安心と活力に満ちた地域社会づくり」の14取組中、2番目に低くなっている。
- ・以上より、指標、施策を構成する各事業の進捗状況及び県民意識など施策の効果の状況を総合的に評価し、政策としては「概ね順調」と判断した。

政策を推進する上での課題と対応方針（原案）

課題	対応方針
<ul style="list-style-type: none">・県が実施する都市計画区域マスターplanの改訂においては、東日本大震災を受けて、震災に強いまちづくりの観点を踏まえて進める必要がある。また、東日本大震災による人口増減や土地利用フレーム等が流動的な中で、被災市町の復興まちづくり計画と都市計画との整合を図る必要がある。 また、都市計画基礎調査を実施することにより、人口減少や少子高齢化の動態を把握するとともに将来の動向を推測し、将来のまちづくりを目指す必要がある。・中心市街地活性化基本計画の策定に当たって、市町村や地元事業者、住民等との間で具体的な事業計画策定に係る合意形成に多くの時間を要している。・沿岸部の被災市町による復興まちづくり事業は、早期の事業着手や住宅供給など、速やかな推進を図る必要がある。・魅力ある商店街づくりのためには、被災した商業者の事業継続と面的な商店街の再生を図る必要がある。・独自の交通手段を持たない地域住民にとって、地域生活交通の維持は欠かせないものであり、住民の移動手段の確保が必要である。また、利用者減少等により、事業者の経営環境も悪化している。	<ul style="list-style-type: none">・都市計画区域マスターplanでは、まちづくりの主体である関係市町と連携・調整をし人口減少社会にあっても持続可能なコンパクトなまちづくりを目指すとともに市町の震災復興計画と整合を図りながら、震災に強いまちづくりの観点を踏まえた改訂を行っていく。 また、市町における都市計画の運用が持続可能なコンパクトなまちづくりを目指している都市計画区域マスターplanとの整合が図られるよう県は関係市町村と協議を行っていくとともに、今後とも県では、関係部局や関係市町と連携を図り、地域の実情等を十分に踏まえ広域的な調整を行っていく。・中心市街地や商店街の活性化に向けて、具体的な事業計画策定のための合意形成に対して支援を行うとともに、様々な機会を捉え、関係市町村等に情報提供や必要な助言を積極的に行う。・早期に被災市町の復興まちづくりを実現するため、事業着手や住宅供給等へ向け、許認可等に向けた調整や発注計画支援などを、今後も継続していく。・被害を受けた店舗の復旧に要する費用を助成するなど、商業者の事業再開・継続を積極的に支援するとともに、コンパクトで機能的なまちづくりに向けた商店街の活性化を図る。・震災により運行見合わせ中のJR各線の早期復旧への支援、第3セクター鉄道や離島航路への支援、広域的幹線路線である事業者路線や市町村の運行する住民バスへの欠損額補助による支援を行うとともに、国や関係市町村と連携して、住民の交通移動手段を維持する。